

幼稚園・認定こども園（幼稚園籍）を利用する子どもたち

【対象】

○ 3歳から5歳児までの子どもの保育料

- 無償化の期間は、3歳になった日から小学校入学前までです。

【無償化の対象とならないもの】

○副食費（おかず・おやつ等の材料費）

- これまでどおりこども園・学校給食センター・幼稚園等に直接お支払いいただきます。
- ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、同時入所による第3子以降の子どもについては徴収が免除されます。

○主食費（ご飯、パン等の材料費）、行事費、通園送迎費などの諸経費

○預かり保育利用料

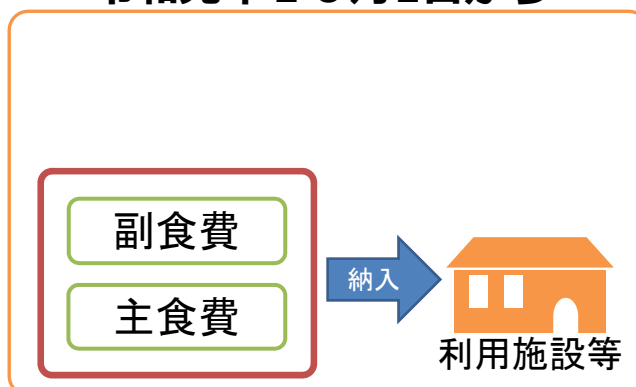
- ただし「保育の必要性の認定」を受けた人が利用する預かり保育の利用料については、最大月11,300円までの範囲で無償化されます。
- ※ 国の基準を満たす預かり保育が対象です。
- ※ ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業などをご利用の場合、それらの利用料を合算できる場合があります。

【無償化のイメージ】

令和元年9月30日まで



令和元年10月1日から



【無償化にあたっての手続き】

- 既に施設を利用している人は、新たな手続きはありません。
- 預かり保育利用料の無償化のための「保育の必要性の認定」は、市へ申請をしていただきます。（各施設または子ども未来課へ事前に申し出ください。）
- 預かり保育利用料は一旦、施設へお支払いいただき、その後、保護者から市へ償還払いの申請をしていただきます。

【多子世帯の副食費の軽減について】

- 安来市では多子世帯の経済負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを推進するため、3人以上の子どもを育てている世帯の3人目以降の4・5歳児の副食費を免除します。
- （主食費はこれまで同様、保護者が施設等へお支払いいただきます。）